

市民税・県民税 年金からの天引き（特別徴収）について

1 年金からの天引き（特別徴収）とは

年金保険者（日本年金機構など）が市民税・県民税（以下、「市・県民税」）を公的年金から差し引いて、直接、市へ納入する制度（年金特別徴収制度）です。平成 20（2008）年度の税制改正で規定された地方税法および柏崎市税条例に基づき、平成 21（2009）年 10 月から導入されました。

2 対象者

その年の 4 月 1 日現在 65 歳以上の公的年金受給者で、

- 市・県民税の納税義務のある方
 - 年額 18 万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等を受給している方
- ただし、次の方は対象となりません。
- 介護保険料が年金から特別徴収されていない方
 - 天引きされる市・県民税が老齢基礎年金等の額を超える方など

3 対象となる年金

老齢基礎年金、老齢年金、退職年金など

（障害年金や遺族年金（非課税の年金）は対象となりません）

4 特別徴収される市・県民税

公的年金の所得に係る市・県民税のみが特別徴収の対象となります。

普通徴収（納付書や口座振替で納付する方法）で納めることはできませんので、ご了承ください。

給与や事業所得など公的年金以外の所得に係る市・県民税は、これまでどおりの納税方法で納付してください。

5 特別徴収を中止することがあります

- (1) 介護保険料の年金からの特別徴収中止、年金の支給停止などが発生した場合は、年金からの特別徴収を中止します。残りの税額は、普通徴収（納付書や口座振替で納付する方法）で納めていただくことになります。
 - (2) 他の市区町村への転出があったときは、年金からの特別徴収を中止する場合があります。中止要件は次のとおりです。
 - 1 月 1 日から 3 月 31 日までに転出した場合は、同年 10 月 1 日から特別徴収が中止されます。
 - 4 月 1 日から 12 月 31 日までに転出した場合は、翌年 4 月 1 日から特別徴収が中止されます。
- ※ 市・県民税の税額変更があった場合は、12 月分・2 月分の特別徴収税額を調整し、特別徴収が継続されます。

6 その他

- (1) 市が送付した「公的年金所得に係る特別徴収税額の決定通知書」（以下、「決定通知書」）または「納税通知書」の年金から特別徴収される金額と、各年金保険者から送付される「年金振込通知書」の年金から特別徴収される金額が異なる場合、実際に特別徴収される金額は、「決定通知書」または「納税通知書」に記載された金額です。
- (2) 「決定通知書」または「納税通知書」に記載された金額より多い金額が徴収された場合は、後日、市が差額を還付します。

納付方法

1 当年度から新たに対象となる方

当年 10 月支給分の年金から特別徴収が始まります。そのため、当年度の年金に係る市・県民税のうち、半分は納付書または口座振替で納めてください。

| 納付方法 | 普通徴収 (納付書や口座振替での納付) | | 特別徴収 (年金からの天引き) | | |
|------|------------------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|
| | 当年 | | | | 翌年 |
| 納付月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 算出方法 | 年税額の 1/4 | 年税額の 1/4 | 年税額の 1/6 | 年税額の 1/6 | 年税額の 1/6 |

2 前年度以前から引き続き対象となっている方^{※1}

当年 4 月から 8 月支給分までの年金からは、前年度分年税額の 1/2 の額の 1/3 ずつを特別徴収します。
(仮徴収)

当年 10 月から翌年 2 月支給分までの年金からは、当年度の年金に係る市・県民税の税額から、仮徴収分を差し引いた金額の 1/3 ずつを特別徴収します。(本徴収)

| 納付方法 | 特別徴収 (年金からの天引き) | | | | | |
|------|---------------------------------------|----|----|--------------------------------|-----|----|
| | 当年 | | | | 翌年 | |
| 納付月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| 算出方法 | (前年度分の年税額 ^{※2} × 1/2) ÷ 3 ずつ | | | 当年度年税額から仮徴収分を差し引いた額の 1/3 ずつ | | |

※1 前年度中に、税額変更などにより年金からの特別徴収が中止となった方は、「1 当年度から新たに対象となる方」に該当します。

※2 年税額＝公的年金所得に係る税額であり、全体の税額ではありません。

問合せ先 柏崎市役所税務課市民税係（2階5番、6番窓口）
電話：0257-23-5111（代表）